

## 資料 2

伊賀市下水道事業の経営と使用料金等のあり方について

答 申 書（案）

2021（令和3）年3月 日

伊賀市下水道事業経営検討委員会

2021（令和3）年3月 日

伊賀市上下水道事業管理者職務代理者  
上下水道部長 高木 忠幸 様

伊賀市下水道事業経営検討委員会  
会長 山本 穎昭

伊賀市下水道事業の経営と使用料金等のあり方について（答申）

2019（令和元）年7月30日付け伊経第419号で諮問を受けた「伊賀市下水道事業の経営と使用料金等のあり方」について、当委員会で審議した結果を次のとおり答申します。

## はじめに

下水道は快適な市民生活を送るために欠かせない社会インフラであり、将来にわたりその機能を持続することが求められています。

伊賀市における下水道事業は昭和 61 年に供用を開始して以来、各地区で整備を進め、令和元年度末現在で、行政区域内人口に対する汚水処理人口普及率は約 80%となるまで整備が進みました。

これら整備済の下水道施設の多くは、経年による老朽化が進んでいること、また、激甚化する自然災害に対して耐震対策や浸水対策が必要となることなどから、今後、下水道施設の機能維持のために多額の費用が必要となります。

一方で、人口減少等により下水道使用料収入は減少傾向をたどり、一般会計からの繰入による財源補てんにも限界があることから、事業経営が困難な状況を迎えていました。

現在の下水道使用料は、一部の処理区で改定を行っているものの、基本的には合併前の旧市町村の使用料体系を踏襲しており、全市的な見直しは行われていません。

その結果、現在の使用料体系では使用料収入で汚水処理経費を賄えない状況にあります。

このような状況の中、下水道事業の持続的かつ安定的な経営に向け、将来の收支バランスを見据えつつ、下水道の機能維持のために必要な財源を確保するためには、事業者としての経営の効率化や合理化の取り組みとともに、現在、処理区ごとに設定されている使用料体系の適正化は避けられない状況となっています。

のことから、2019（令和元）年 7 月 30 日に上下水道事業管理者から「伊賀市下水道事業の経営と使用料金等のあり方について」諮問を受け、将来にわたり伊賀市下水道事業の健全な経営を推進していくための適正な使用料等のあり方について慎重に審議を重ねた結果、ここに一定の結論を得たので、次のように答申します。

## 1. 下水道使用料改定の考え方について

- (1) 下水道事業の管理運営に係る経費である維持管理費と資本費（企業債償還費※）について、汚水処理に係るものは下水道使用料（私費）で、雨水に係るものは一般会計繰入金（公費）で賄うことを基本とする。（「汚水私費・雨水公費」の原則）
- (2) 汚水処理費（汚水処理に係る維持管理費と資本費）について、下水道の公共的役割等に鑑み公費で負担すべき部分を除いた経費を使用料の対象とすることが望ましいが、資本費の対象範囲については、国の示す目標値が伊賀市の場合 40%であることや他市の状況等を踏まえつつ、使用料が著しく高額とならないよう配慮すべきである。
- (3) 多くの下水道施設で老朽化が進んでおり、本格的な改築更新の時期を迎えてのことから、中長期的な経営安定化の観点を踏まえ、大規模な施設更新等に必要な経費を使用料対象経費に算入する。
- (4) 現行の使用料は事業ごとに算定方法が異なり、また、同じ事業でも使用料単価は処理区ごとの設定となっているため、使用実態をより適正に反映できる公平な使用料体系を目指すべきである。
- (5) 使用者の急激な使用料負担の増加を緩和するため、段階的な軽減措置を講じる。

※ 複式簿記による会計を行う事業（地方公営企業法適用事業）では、資本費は減価償却費及び企業債（借入金）の利息等の合計によることとされているが、本委員会の検討では現金の動きによる分かりやすさを優先し、企業債（借入金）の償還費（元金+利息）を資本費として取り扱うこととした。

## 2. 下水道使用料の算定期間について

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、その算定期間をあまり長期間に設定すると、予測の確実性を失うおそれがある。

このことから、使用料の算定期間は一般的に3年から5年程度に設定することが適当であるとされている。

伊賀市では、現在、伊賀市下水道事業経営戦略（計画期間：令和元年度～令和10年度）に基づく取り組みを進めており、計画期間の後半以降に既存施設の改築更新や地震対策等の事業が本格化する。

については、中長期的な事業計画を使用料へ適切に反映させるため、使用料の算定期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とすることが適当である。

## 3. 下水道使用料改定の必要性及び目標について

使用料算定期間における資金収支見込みから、現行の使用料体系で事業運営を行った場合、下水道事業全体として、年度当たり約2.5億円の財源不足が見込まれる。

本来使用料で賄うべき経費の一部を既に一般会計からの繰入で賄っている現状や、一般会計の厳しい財政状況を考慮すると、この不足財源をさらに一般会計からの補てんに求めることは難しい状況であり、使用料をもって賄っていく必要がある。

そのためには、現行の使用料体系による使用料収入に対し、平均1.4倍の増収を図る必要があることから、これを今回の使用料改定の目標とする。

適正な使用料収入が得られない状態は、使用者以外の市民の税投入や将来の使用者負担の増加を招くことも認識しつつ、下水道事業の経営基盤強化のため、早急に改定を進めていく必要がある。

## 4. 下水道使用料体系について

### (1) 使用料体系の統一について

現行の使用料体系は、公共下水道事業では使用水量に応じて算定する従量制、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業では世帯人員数に応じて算定する人頭制、戸別合併処理浄化槽事業では浄化槽の人槽数に応じて算定する浄化槽人槽制を採用しており、使用料単価は処理区ごとの設定となっている。

各事業とも同じ下水道事業という市民サービスであることを考慮すると、全ての事業で使用料体系を統一することが望ましい。

一方で、公共下水道と特定環境保全公共下水道及び農業集落排水との間で基本使用料の水準に大きな差異があることや、戸別合併処理浄化槽では市が維持管理を行っているものの、設備の稼働に係る電気代は使用者負担となつておらず、他の事業と取扱いが異なる部分があるなど、統一に向けた課題も確認したところである。

このため、今回の使用料改定においては、こうした課題を踏まえつつ、使用者の理解が得られるよう、合理的かつ可能な範囲で使用料体系を統一することが適当である。

### (2) 従量制への移行について

使用料の算定方法について、使用者の使用実態が反映されにくい人頭制に比べ、実際の使用水量に応じて算定する従量制の方がより公平性が高いことから、速やかに従量制へ移行することが望ましい。

従量制による使用料体系の構築に当たっては、水道水以外に井戸水を使用し、下水道へ排水している使用者が一定数存在しているため、井戸水使用水量の把握方法を設定する必要がある。

特に特定環境保全公共下水道事業や農業集落排水事業では、井戸水使用があることを前提に人頭制の使用料体系を採用してきた経緯があることから、使用実態の調査等、綿密な準備を行った上で、真に公平性が担保できる制度設計を行う必要がある。

## 5. 附帯意見

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態の中、使用料の改定は市民生活への影響が大きいものと考えられるため、その時期については、今後の社会経済状況を十分に見極めた上で慎重に判断されたい。
- (2) 使用料改定の実施に当たっては、その趣旨や内容等を市民に十分理解していただくための周知期間を確保し、効果的な広報活動に努められたい。
- (3) 今後も厳しい経済事情が見込まれるため、使用料の設定に当たっては、小口使用者や子育て家庭、高齢者世帯等への配慮をしつつ、使用者間で負担増の偏りが生じないよう、要望するものである。
- (4) 使用料対象経費となる維持管理費や資本費が過大なものとならないよう、今後も計画的な事業推進とコスト縮減など経営努力に努められたい。
- (5) 老朽化施設の更新需要の増加に伴う費用の増嵩、人口減少に伴う使用料収入の減少、不安定な経済情勢など、下水道事業の経営に影響を与える要因は多岐にわたり、かつ、急激な変動が生じることも考えられることから、概ね5年程度を基本として定期的に使用料の見直しを図られたい。

## おわりに

公営企業である下水道事業の使用料は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎として健全な事業運営を確保できるものとする必要がある。

本委員会では、今後の事業計画や財政見通しなどを踏まえ、将来にわたり安定的に事業経営を継続していくためには使用料の改定が必要であるとの判断のもと、その基本的な考え方や目指すべき目標等を答申として取りまとめた。

ついては、持続可能な下水道事業の実現に向け、不断の経営努力を行われるとともに、本答申の趣旨に基づき、市民の理解を得ながら、伊賀市に相応しい使用料体系が構築されることを願う。

**【資料】****審議経過**

	日 時	主な審議内容
第1回	令和元年 7月 30 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員の委嘱</li><li>・伊賀市下水道事業経営検討委員会設置要綱について</li><li>・会長・副会長の選任について</li><li>・諮問について</li><li>・下水道事業の現状と課題及び今後の検討事項について</li></ul>
第2回	令和元年 11月 19 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・資本費について</li><li>・下水道使用料金改定の方向性について</li></ul>
第3回	令和2年 7月 21 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・下水道使用料改定の必要性と目標について</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>
第4回	令和2年 12月 23 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・下水道使用料体系の検討について</li></ul>
第5回	令和3年 3月 11 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用料改定シミュレーションの再検討について</li><li>・答申書（案）について</li></ul>

## 伊賀市下水道事業経営検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属団体及び役職等	備考
学識経験を有する者	諏訪 克之	三重大大学人文学部法律経済学科准教授	第1回～第3回
	岩崎 克則	三重大大学人文学部法律経済学科准教授	第4回～第5回
	山中 利之	公認会計士	
下水道使用者を代表する者	界外 直樹	伊賀地域自治推進会議 代表	
	高森 洋導	島ヶ原地域まちづくり協議会委員	
	奥井 平和	河合地域住民自治協議会事務局長	
	森田 安俊	伊賀市農業集落排水処理施設連絡協議会 会長	副会長
	上田 賢博	山田南地区農業集落排水施設維持管理組合 組合長	
	福山 康宣	戸別合併処理浄化槽使用者代表	
	福岡 丈典	ゆめぱりす伊賀立地企業連絡会事務局	
市民関係団体を代表する者	山本 穎昭	上野商工会議所 副会頭	会長
	大田 節子	伊賀市商工会 女性部長	
市民から公募した者	中野 富美子	市民公募	
	廣岡 伸幸	市民公募	